

認定書添付の取扱いが変わりました。

平成 22 年 6 月 1 日の建築確認手続き等の運用改善により
認定書添付の取扱いが変更されました。

基本的な考え方

- 使用を計画している材料の認定書が建築確認申請を申請する機関側で所持をしているか、認定データベース等により内容が確認できる場合には添付が不要となりました。

考え方の説明

- 審査機関側で認定書の内容が認定データベース等により確認できれば認定書の添付は不要です。内容が確認できないものにつきましては従前通り添付が必要となりますのでご注意ください。

【当初、国土交通省の説明では、認定データベースへの登録を義務化することで認定書添付は全て不要と読み取れましたが、上記のように変更となっております。ご注意ください。】

当社の運用方法

- 当社と申請者様で同じ情報を共用し、その情報内にある材料につきましては認定書の添付を不要とさせていただきます。

共通情報 = 「財団法人 建築行政情報センター の大臣認定データベース」とさせていただきます。【<http://www.icba.or.jp/d-nintei/>】

- 申請者様にはお手数ですが、建築行政情報センターのホームページから認定データベースの情報を参照頂き添付の必要性についてご確認ください。

認定書一覧等を作成して頂き、添付の必要の有無について記載をして頂くと審査がスムーズに行われます。ご協力をお願い致します。】

運用開始時期

- 平成 22 年 6 月 1 日以降に確認申請を申請される物件より適用。